

ID: 805

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。 (施行者以外の者による施設建築物の建築) 第118条の28 2 第99条の2第2項及び第3項、第99条の3から第99条の9まで並びに第104条第2項の規定は、前項の規定により施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合について準用する。この場合において、第99条の2第2項及び第3項、第99条の3第2項並びに第99条の7中「権利変換計画」とあるのは「管理処分計画」と、第99条の6第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「地上権又はその共有持分」とあるのは「施設建築敷地又はその共有持分」と、第104条第2項中「第99条の2第3項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の2第3項」と、「第99条の6第2項」とあるのは「第118条の28第2項において準用する第99条の6第2項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日